

「介護支援専門員更新研修」について

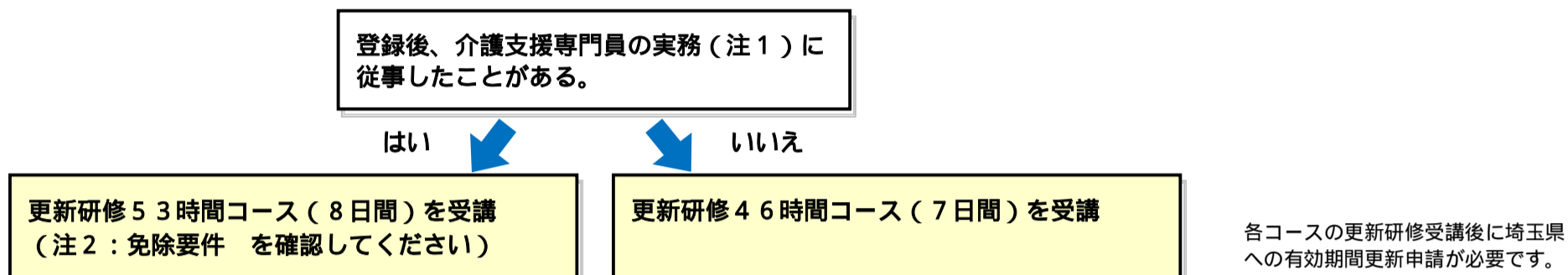
埼玉県で介護支援専門員として登録を受けている方のうち、介護支援専門員証の有効期間満了までが1年未満の方で、介護支援専門員証の更新をしようとする方が対象となります。対象となる方には、登録されている住所地あてに通知します。今後介護支援専門員として業務に就く方は必ず受講してください。

なお、ご自身の有効期間、更新対象年など登録事項に関することは、埼玉県高齢介護課にお問い合わせください。

1 更新研修を受講する場合

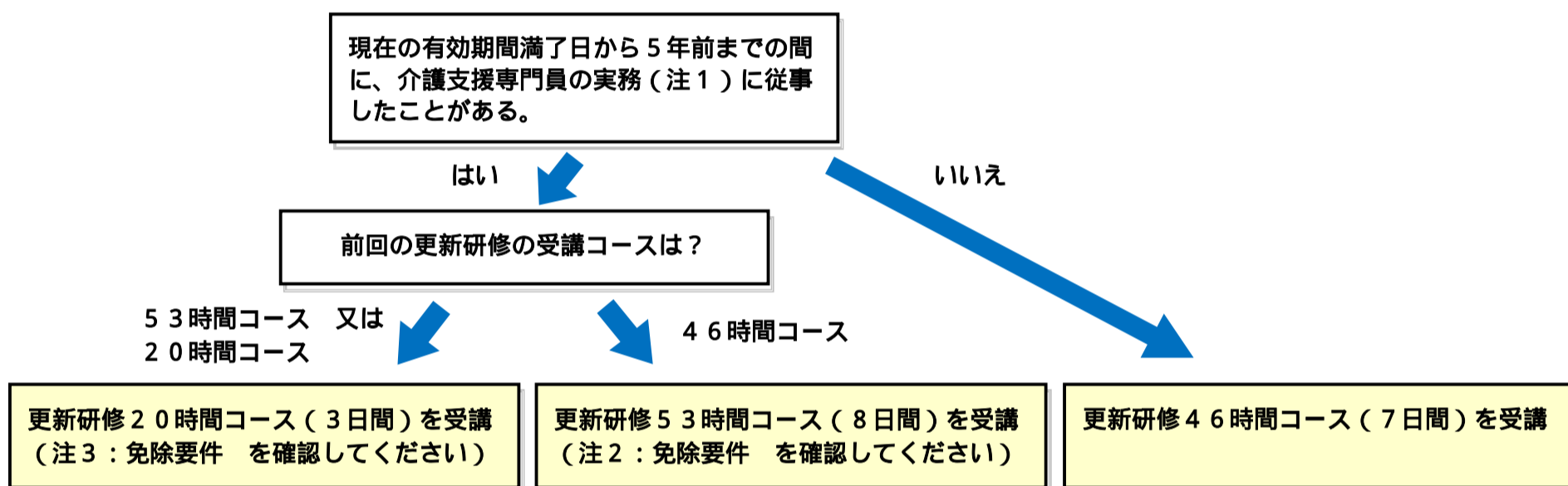
更新研修は3コースあります。介護支援専門員として実務に就いた経験の有無により受講する研修が異なります。

(1) 介護支援専門員として登録後の初回の更新



各コースの更新研修受講後に埼玉県への有効期間更新申請が必要です。

(2) 2回目の更新



各コースの更新研修受講後に埼玉県への有効期間更新申請が必要です。

(注1) 介護支援専門員として実務に従事したことがある経験とは

「介護支援専門員としての実務経験」とは、以下の～の事業所又は施設で介護支援専門員として就労していたことをいいます。居宅介護支援事業所の管理者は、基準上、介護支援専門員の資格を持つものを置くこととなっていることから、実務に従事しているとみなされます。以下の事業所又は施設で就労していたとしても、単に要介護認定のための調査業務(認定調査)や、利用者やサービス提供事業者との連絡調整のみを行ってサービス計画の作成に携わっていない場合は実務経験とはみなされません。

【実務経験となる事業所又は施設】

- 居宅介護支援事業所
- 特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業者
- 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る地域密着型サービス事業者
- 介護保険施設
- 介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業者
- 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業者
- 介護予防支援事業者
- 地域包括支援センター

(注2) 更新研修53時間コースの受講免除要件

現在の有効期間満了日から5年前までの間に以下の表の研修を受講された方は、更新研修53時間コースの一部又は全部が受講免除となります。ご自身の受講された研修が免除の対象になるか不明な場合には、その研修の実施機関又は埼玉県にお問い合わせください。

過去の研修受講歴	受講免除の内容
平成18年度以降に実施された 専門研修 および 専門研修 の両方を修了した方(受講した都道府県は不問)	更新研修53時間コースの全体が免除されます。更新申請ができます。
平成18年度以降に実施された 専門研修 のみを修了した方(受講した都道府県は不問)	更新研修53時間コースのうち、 専門研修 に相当する部分(33時間分)が免除されます。 専門研修 に相当する部分の更新研修(20時間分)を修了すれば更新申請ができます。
平成15年度から平成17年度に実施された 介護支援専門員現任研修基礎課程 もしくは を修了した方(埼玉県では平成17年度のみ実施。受講した都道府県により取扱いが異なるため、研修実施機関にお問い合わせください。)	更新研修53時間コースのうち、 専門研修 に相当する部分(20時間分)が免除されます。 専門研修 に相当する部分の更新研修(33時間分)を修了すれば更新申請ができます。
平成18年度以降に実施された 専門研修 のみを修了した方(受講した都道府県は不問)	更新研修53時間コースのうち、 専門研修 に相当する部分(20時間分)が免除されます。 専門研修 に相当する部分の更新研修(33時間分)を修了すれば更新申請ができます。

専門研修 もしくは専門研修 の一部課目を埼玉県で受講した方は、受講した課目は免除されます。

(注3) 更新研修20時間コースの受講免除要件

現在の有効期間満了日から5年前までの間に以下の表の研修を受講された方は、更新研修20時間コースが受講免除となります。ご自身の受講された研修が免除の対象になるか不明な場合には、その研修の実施機関又は埼玉県にお問い合わせください。

過去の研修受講歴	受講免除の内容
平成18年度以降に実施された 専門研修 を修了した方 (受講した都道府県は不問)	更新研修20時間コースの全体が免除されます。 更新申請ができます。

専門研修の一部課目を埼玉県で受講した方は、受講した課目は免除されます。

2 更新研修を受講しない場合

当分の間、介護支援専門員としての業務に就く予定のない方については、必ずしも更新研修を受講する必要はありません。

更新研修を受講しなかった場合でも、介護支援専門員としての資格がなくなるわけではありません。ただし、受講しなかった場合は有効期間の更新ができず、**有効期間満了後は介護支援専門員としての業務に就くことができなくなります。**

有効期間満了後に再び介護支援専門員として業務をする際には、介護支援専門員再研修(更新研修46時間コースと同一カリキュラム)を受講し、埼玉県への有効期間更新申請をすることによって、新たに介護支援専門員証の交付を受けることができます。

再研修の実施案内を有効期間満了後に郵送で送付することはありません。受講を希望する場合は本会へお問い合わせください。また、再研修は年数回実施していますが、研修にお申し込みいただいてから介護支援専門員証が交付されるまでは数か月かかりますので、業務に就く予定の時期を勘案し、計画的に受講してください。

3 お問い合わせ

研修に関する問い合わせ

埼玉県社会福祉協議会 研修開発部 ケアマネジャー業務課
(住所) 〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65

(電話) 048-824-3111
(FAX) 048-825-9185

有効期間満了日の確認や住所・氏名など登録事項の変更に関する問い合わせ

埼玉県福祉部 高齢介護課
(電話) 048-830-3232
(FAX) 048-830-4781

埼玉県ケアマネ情報局

<http://www.pref.saitama.lg.jp/site/caremanager>

埼玉県ケアマネ情報局

検索